

不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、日頃の学校教育に携わる全体の奉仕者として、服務規律を遵守するとともにコンプライアンス確立の重要性を認識し、教育活動を実践しています。

今後も教育者として自覚と責任を持ち、誠実公正で能率的に職務を遂行し、信頼される学校・教職員であるため、次のことについて共通理解をとおして、不祥事根絶に取り組みます。

1 わいせつ行為の防止

- (1) 個別面談や指導の際は、教職員間で情報共有を図り、複数の教職員による組織的な指導体制でおこなう。面談場所を学年団に事前に連絡しておく。
- (2) 生徒と面談する場合は、プライバシーに配慮し、外から見えない閉鎖的環境をつくることなく、できる限り複数で相談に応じる。
- (3) 私物のスマートフォン等の取扱いに注意する。特に、教育目的以外は勿論、教育目的であっても不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (4) 電話、メール、SNS 等による生徒との私的なやり取りはしない。
- (5) 生徒の身体への接触は、安全確保等認められるもの以外はおこなわない。
- (6) 教育目的外で生徒に性に関する話題や、質問したりすることはしない。

2 飲酒運転の防止

- (1) 飲酒の場合は、量の多少を問わず、いかなる理由があっても絶対に運転しない。
- (2) 飲酒量や飲酒時刻によって、翌日までアルコールが体内に残存していることを考え、飲酒の適量を守る。
- (3) 飲酒する場面では、過度の飲酒を控えるとともに、周囲に注意を払い、節度ある行動を心掛ける。

3 体罰の防止

- (1) 体罰は、生徒の人権を侵害する行為であることを認識し、絶対におこなわない。
- (2) アンガーマネジメントの意識を常に持ち、生徒指導にあたる。
- (3) 思いやりを持った他者への言動を心掛け、言葉の暴力にならないよう、日頃から言葉遣いに十分注意する。

4 会計処理の管理

- (1) 集金後は速やかに業者等へ支払いを済ませ、机やロッカー等に保管しない。
- (2) 会計処理の確認は、管理職を含めた複数の教職員でおこない、年度毎に保護者へ文書で会計報告をおこなう。

5 情報セキュリティ・個人情報保護の管理

- (1) 生徒の個人情報に係る書類や成績等、電子データの外部持ち出しは原則禁止とする。タブレット、USB、端末を業務上やむを得ず、学校外に持ち出す場合は、係及び管理職の許可を得る。
- (2) 個人情報の取扱いには細心の注意を払う。学校外への持ち出しは原則禁止する。
- (3) 学校の備品を用いて撮影した画像や動画について、個人使用や校外の持ち出しは禁止する。

6 その他

- (1) 盗撮防止 ～ 教室、トイレ及び更衣室に不審な備品がないか常に点検する。
- (2) 外部侵入等防止 ～ 日頃から備品管理を徹底し、施設・設備の破損等は、速やかに事務等に依頼して修繕する。
- (3) メンタルヘルスの取組 ～ 教職員が意思疎通でき、コミュニケーションがとれ、不祥事がおこらない環境づくりを実践する。